

年 月 日

都城市長 宛て

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項、補助金等の交付条件及び市税の納税状況調査に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業等の名称 都城もえ産品開発事業
- 2 交付を受けようとする補助金等の額 金 円
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 事業計画明細書（様式第4号）
 - (4) ハード事業にあつては、事業計画内容（様式第5号）
 - (5) ハード事業を実施する法人にあつては、事業主体の定款及び登記簿謄本の写し
 - (6) ハード事業を実施する団体等にあつては、規約及び会員名簿
 - (7) ハード事業にあつては、直近3年の決算書の写し（個人の場合は、申告書等）
 - (8) 事業費の積算資料・見積り及び整備施設の設計書、導入機械等のカタログ等
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

暴力団排除、補助金等の交付条件及び市税の納税調査に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があつた場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

様式第2号（第8条関係）

事業計画書：①ソフト事業

1 事業者の概要

業 種	農林畜産業者	☐ 農家・農業法人（団体を含む） ☐ 農産加工グループ ☐ 六次産業化法認定事業者 ただし、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する団体若しくは法人とする。
	中小企業者等	☐ 市内に主たる事業所を有する法人 ☐ 市内に主たる事業所を有し、市内に住所を有する個人 ☐ 前2項目に掲げる者を主たる構成員とする組合又は任意団体 ☐ その他市長が補助対象者として適当であると認める者

2 実施事業の概要

事業概要 (1～2行程で)		
区分	使用する 自己生産物	農林畜産物・副産物名 作付面積(a)、飼養頭数 生産量(kg)、出荷頭数
	使用する 農林畜産物	
事業区分 (該当項目に○印)		ア 開発に係る事業 (ア) 試作又は改良 (イ) デザインの開発又は改善 (ウ) 市場評価調査（※ア又はイの事業と併せて取組むこと）
		イ 販路開拓に関する事業 (ア) 展示会・見本市等への出展 (イ) 販路開拓に関するその他の取組
		ウ 販売方式の導入又は改善に関する事業 (ア) インターネット通信販売及びカタログ通信販売の導入又は改善 (イ) その他の販売方式の導入又は改善の取組
事業完了予定年月日		年 月 日

様式第2号（第8条関係）

事業計画書：②ハード事業

1 事業者の概要

業種	農林畜産業者	☐ 農家・農業法人（団体を含む） ☐ 農産加工グループ ☐ 六次産業化法認定事業者 ただし、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する団体若しくは法人とする。
	中小企業者等	☐ 市内に主たる事業所を有する法人 ☐ 市内に主たる事業所を有し、市内に住所を有する個人 ☐ 前2項目に掲げる者を主たる構成員とする組合又は任意団体 ☐ その他市長が補助対象者として適当であると認める者

2 実施事業の概要

事業概要 (1～2行程で)		
区分	使用する 自己生産物	農林畜産物・副産物名 作付面積(a)、飼養頭数 生産量(kg)、出荷頭数
	使用する 農林畜産物	
事業区分 (該当項目に○印)		ア 機械設備の整備事業 (ア) 出荷、加工製造等に必要と認める機械設備 (イ) 移動販売車等販売方式の導入又は改善に必要と認める機械設備 (ウ) 自己生産物の生産規模の拡大に必要と認める機械設備 (※六次産業化法認定事業者に限る。)
		イ 施設の整備事業 (ア) 出荷、加工製造等に必要と認める施設 (イ) 直売施設、観光農園直売施設、農家レストラン施設、農家民宿施設等の販売方式の導入又は改善に必要と認める施設 (ウ) 畜舎、園芸ハウス等自己生産物の生産規模の拡大に認める施設 (※六次産業化法認定事業者に限る。)
事業完了予定年月日		年 月 日

様式第3号（第8条関係）

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区分		本年度予算額	摘要
補助金			
その他	自己資金		
	資金借入（金融機関）		
	資金借入（個人）		
合計			

2 支出の部 (単位：円)

区分			本年度予算額	摘要
ソフト事業	謝金			
	旅費			
	需用費	資材購入費		
		印刷費		
	役務費	通信運搬費		
		検査費		
	使用料等			
	委託料			
ハード事業	設計管理費			
	工事費			
	機械設備購入費			
その他				
合計				

様式第4号（第8条、第13条関係）
事業計画明細書：①商品開発に係る事業（ソフト事業）

新 商 品 の 名 称		
新 商 品 の 開 発 理 由	(これまでの取組状況等)	
新 商 品 の 特 徴	(商品の特徴、コンセプト、デザイン、他の商品との差別化等)	
新 商 品 の ニーズ	(市場動向、消費者ニーズ、ターゲット（客層）等)	
販路開拓、販売促進の方策		
新商品に係る市場 評価調査方法 ※市場評価調査を行 う場合のみ。	調 査 期 日	
	調 査 項 目	
	サ ン プ ル 数	

※新商品の開発が複数ある場合は、新商品ごとに作成すること。

様式第4号（第8条、第13条関係）

事業計画明細書：②販路開拓に関する事業（ソフト事業）

展示会等の名称			
主 催			
共 催			
後 援			
会 場			
開 催 期 日			
展示会等の開催趣旨・特色			
出展対象者と出展者数 （前回実績等）			
来場対象者と来場者数 （前回実績等）			
出展料・基本小間	1小間： 円 （間口 m×奥行き m×高さ m）		
出展商品等の概要 （主要3品目まで）	出展する商品名	開発年	商品概要・特性
当該展示会等を選定した理由	（展示会の特徴、出展商品の特性などを踏まえて）		
商談成約など出展に当たり工夫する点			
新商品に係る市場 評価調査方法 ※市場評価調査を行う 場合のみ。	調 査 期 日		
	調 査 項 目		
	サ ン プ ル 数		

※出展する展示会等が複数ある場合は、出展する展示会等ごとに作成すること。

※当該展示会等のパンフレット（前年度のパンフレットで可）がある場合は、写し等を添付すること。

様式第4号（第8条、第13条関係）

事業計画明細書：③販売方式の導入又は改善（インターネット通販等）用（ソフト事業）

販売方式の概要	
販売方式の特色	
販 売 体 制	（補助事業完了後の受注→決済→商品発送までの体制、雇用の状況、経営の改善点等）
HP の 管 理 体 制 ※インターネット通販 事業等に取り組む場合 に記入してください。	（HPコンテンツ等の管理・更新体制）
販路開拓、販売 促 進 の 方 策	（HP へのアクセス回数や受注を増やす方法など）
取り扱う農林畜産 物及び加工品	
地 域 へ の 波 及 効果・貢献など	（地域に貢献できる内容（地域農林畜産物の生産増につながるなど）等を記載）

様式第4号（第8条、第13条関係）
事業計画明細書：④機械設備の整備事業（移動販売車以外）（ハード事業）

1 事業実施理由（現状の問題点、課題等を踏まえて）

2 事業内容（現状の問題点、課題等を踏まえて）

3 事業効果の見通し

品名 ()	現状	事業実施後		根拠
		事業年度	事業年度以降	
ア 単価 (円)				
イ 販売数量 (個)				
ウ 売上高合計 (円)				

4 事業者の経営改善の目標

決算額	現状	事業実施後	
		事業年度	事業年度
売上高合計 (円)			
利益合計 (円)			

様式第4号（第8条、第13条関係）

事業計画明細書：⑤移動販売車の整備事業用（ハード事業）

1 事業実施理由（移動販売車である必要性、現状の問題点、課題等を踏まえて）

2 事業内容（現状の問題点、課題等を踏まえて）

3 移動販売車の情報

（1）営業日及び営業時間

（2）出店条件（規模、エリア等）

（3）稼働に必要な人員数及び担当者の氏名

（4）通常店舗の営業への影響

（5）営業日以外の移動販売車の運用方法

4 事業効果の見通し

品 名 ()	現状	事業実施後		根拠
		事業年度	事業年度以降	
ア 単価（円）				
イ 販売数量（個）				
ウ 売上高合計（円）				

（2）数量以外の期待できる効果（作業時間や費用対効果、その他事業者への効果等。）

様式第5号（第8条、第13条関係）

事業計画内容：①機械設備の整備事業用（移動販売車以外）（ハード事業）

機 械 設 備 の 名 称		
求 め る 性 能 等		
導入機器	メーカー	
	形 式	
	性 能 等	
導 入 機 器 選 定 理 由		
従前機器 (更新の場 合のみ)	名 称	
	メーカー	
	性 能 等	
	導入年月	
販路開拓、販売促進 の方策		
地域への波及効果・ 貢献など		(地域に貢献できる内容(地域農林畜産物の生産増につながるなど)等を記載)

※導入する機械設備が複数ある場合は、機械設備ごとに作成すること。

様式第5号（第8条、第13条関係）

事業計画内容：②機械設備の整備事業用(移動販売車)（ハード事業）

取り扱う農林畜産物等 及 び 加 工 品		
導 入 機 器	名 称	
	メーカー	
	形 式	
	性 能 等	
機 械 設 備 の 特 徴		
主 な 移 動 販 売 エ リ ア		
販 売 体 制	営 業 日 等	営 業 日 : 営 業 時 間 : 年 間 営 業 日 数 :
取り扱う農林畜産物等及び 加 工 品		
従前機器 (更新の場 合のみ)	名 称	
	メーカー	
	性 能 等	
	導入年月	
販路開拓、販売促進 の方策		
地域への波及効果・ 貢献など		(地域に貢献できる内容(地域農林畜産物の生産増につながるなど)等を 記載)

※導入する機械設備が複数ある場合は、機械設備ごとに作成すること。

様式第5号（第8条、第13条関係）

事業計画内容：③施設の整備事業用（ハード事業）

施 設 の 概 要	建 設 予 定 場 所	
	延 床 面 積	
	建 物 構 造	
	建設用地の所有者	
	所有者が実施主体以外の場合の土地取得の見込状況	
	建設予定地における都市計画法、建築基準法等との整合性の状況	
	建設予定地の地目・農振除外・農地転用の状況	
施 設 の 特 徴		
施 設 の 平 面 図		※別図のとおり（各室の名称と床面積、設置する機械設備の名称と場所を記載すること）
実施体制※1	営業日数	営業日： 営業時間： 年間営業日数：
	営業体制	（販売員体制、雇用状況など）
販路開拓、販売促進の方策		
地域への波及効果・貢献など		（地域に貢献できる内容（地域農林畜産物の生産増につながるなど）等を記載）

※1 直売施設、レストラン施設等に取り組む場合のみ記入すること。

※2 整備する施設が複数棟ある場合は、棟ごとに作成すること。

文 書 番 号

年 月 日

様

都城市長



補 助 金 等 交 付 決 定 書

年 月 日付けで交付申請のあった下記補助金等については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 都城もえ産品開発事業
- 2 交付（予定・確定）額 金 円
- 3 交付決定の内容
- 4 交付条件
 - （1） 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。
 - （2） 事業計画書、収支予算書その他第8条の規定により市長に提出した書類の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - （3） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - （4） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - （5） 都城市暴力団排除条例第5条に規定する市民等の責務を遵守すること。
 - （6） 都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還すること。
 - （7） 都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）第32条の規定に基づき、補助事業に係る文書の公開をしなければならないこと。
 - （8） 事業により取得した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を超過するまで、市長の承認を得ずにこの補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄しないこと。

文 書 番 号
年 月 日

様

都城市長



補助金等交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記補助金等については、次の理由により却下することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金等の名称 都城もえ産品開発事業
- 2 却下理由

年 月 日

都城市長 宛て

住 所

事業実施主体名

代表者氏名

㊞

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け都 第 号で交付決定を受けた補助金交付申請については事業の内容を変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 変更後の補助金額 金 円
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
 - （1）（変更）事業計画書（様式第9号）
 - （2）（変更）収支予算書（様式第10号）
 - （3）事業計画明細書（様式第4号）
 - （4）事業計画内容（様式第5号）
 - （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

以上

様式第9号（第13条関係）

（変更）事業計画書：①ソフト事業

1 事業者の概要

業 種	農林畜産業者	☐ 農家・農業法人（団体を含む） ☐ 農産加工グループ ☐ 六次産業化法認定事業者 ただし、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する団体若しくは法人とする。
	中小企業者等	☐ 市内に主たる事業所を有する法人 ☐ 市内に主たる事業所を有し、市内に住所を有する個人 ☐ 前2項目に掲げる者を主たる構成員とする組合又は任意団体 ☐ その他市長が補助対象者として適当であると認める者

2 実施事業の概要

事業概要 (1～2行程で)		
区分	使用する 自己生産物	農林畜産物・副産物名 作付面積(a)、飼養頭数 生産量(kg)、出荷頭数
	使用する 農林畜産物	
事業区分 (該当項目に○印)		ア 開発に係る事業 (ア) 試作又は改良 (イ) デザインの開発又は改善 (ウ) 市場評価調査（※ア又はイの事業と併せて取組むこと）
		イ 販路開拓に関する事業 (ア) 展示会・見本市等への出展 (イ) 販路開拓に関するその他の取組
		ウ 販売方式の導入又は改善に関する事業 (ア) インターネット通信販売及びカタログ通信販売の導入又は改善 (イ) その他の販売方式の導入又は改善の取組
事業完了予定年月日		年 月 日

様式第9号（第13条関係）

（変更）事業計画書：②ハード事業

1 事業者の概要

業 種	農林畜産業者	☐ 農家・農業法人（団体を含む） ☐ 農産加工グループ ☐ 六次産業化法認定事業者 ただし、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する団体若しくは法人とする。
	中小企業者等	☐ 市内に主たる事業所を有する法人 ☐ 市内に主たる事業所を有し、市内に住所を有する個人 ☐ 前2項目に掲げる者を主たる構成員とする組合又は任意団体 ☐ その他市長が補助対象者として適当であると認める者

2 実施事業の概要

事業概要 (1～2行程で)		
区 分	使用する 自己生産物	農林畜産物・副産物名 作付面積(a)、飼養頭数 生産量(kg)、出荷頭数
	使用する 農林畜産物	
事業区分 (該当項目に○印)		ア 機械設備の整備事業 (ア) 出荷、加工製造等に必要と認める機械設備 (イ) 移動販売車等販売方式の導入又は改善に必要と認める機械設備 (ウ) 自己生産物の生産規模の拡大に必要と認める機械設備 (※六次産業化法認定事業者に限る。)
		イ 施設の整備事業 (ア) 出荷、加工製造等に必要と認める施設 (イ) 直売施設、観光農園直売施設、農家レストラン施設、農家民宿施設等の販売方式の導入又は改善に必要と認める施設 (ウ) 畜舎、園芸ハウス等自己生産物の生産規模の拡大に認める施設 (※六次産業化法認定事業者に限る。)
事業完了予定年月日		年 月 日

様式第10号（第13条関係）

（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区分		本年度予算額 (変更前の予算額)	摘要
補助金		()	
その他	自己資金	()	
	資金借入（金融機関）	()	
	資金借入（個人）	()	
合計		()	

2 支出の部

（単位：円）

区分		本年度予算額 (変更前の予算額)	摘要
ソフト事業	謝金	()	
	旅費	()	
	需用費	資材購入費	()
		印刷費	()
	役務費	通信運搬費	()
		検査費	()
	使用料等		()
	委託料		()
ハード事業	設計管理費		()
	工事費		()
	機械設備購入費		()
その他		()	
合計		()	

文書番号

年 月 日

様

都城市長



補助金変更交付決定書

年 月 日付けで事業計画変更申請のあった下記補助金等については、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 都城もえ産品開発事業
- 2 変更後の補助金額 金 円
- 3 承認決定の内容
- 4 承認条件
 - (1) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。なお、市は、使途及び事業実績について調査することがある。
 - (2) 事業計画書、収支予算書その他第8条の規定により市長に提出した書類の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (5) 都城市暴力団排除条例第5条に規定する市民等の責務を遵守すること。
 - (6) 都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還すること。
 - (7) 都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）第32条の規定に基づき、補助事業に係る文書の公開をしなければならないこと。
 - (8) 事業により取得した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を超過するまで、市長の承認を得ずにこの補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄しないこと。

様式第 12 号（第 15 条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 ⑩

補助事業実績報告書

年 月 日付け都 第 号で交付決定のあった下記補助事業等の実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業等の名称 都城もえ産品開発事業
- 2 補助事業等の完了年月日 年 月 日
- 3 補助金等の交付決定金額 円
- 4 補助金等の既交付金額 円
- 5 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第13号）
 - (2) 収支決算書（様式第14号）
 - (3) 支出を証明する書類の写し
 - (4) 出来高設計書（施設等を建設する場合）

様式第 13 号（第 15 条関係）

事業実績書

1 事業の内容（具体的な取組内容、手法等）

2 事業の成果、効果等

様式第14号（第15条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分		本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減額		摘要
				増	減	
補助金						
その他	自己資金					
	資金借入 (金融機関)					
	資金借入 (個人)					
合計						

2 支出の部

(単位：円)

区分			本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減額		摘要
					増	減	
ソフト事業	謝金						
	旅費						
	需用費	資材購入費					
		印刷費					
	役務費	通信運搬費					
		検査費					
	使用料等						
	委託料						
ハード事業	設計管理費						
	工事費						
	機械設備購入費						
その他							
合計							